

「観光商品造成実務アドバイザー」業務委託に伴うプロポーザル実施要領

1 事業名

観光商品造成実務アドバイザー委託事業

2 事業目的

官民一体となって和歌山市ならではの観光商品を企画し、その商品の料金・条件設定や観光商品を構成する素材提供者との仕入交渉や契約といった実務作業（企画・契約・仕入・販売）のノウハウについて、実務経験者からアドバイスや実践教育を受けながら（一社）和歌山市観光協会職員がそのノウハウを習得し、早期に旅行代理店等に販売いただける商品造成可能な体制を構築する。

3 事業概要

これまでの旅行形態は、主に旅行会社がパッケージ商品を造成し、各観光地へ送客していたが、旅慣れた旅行者の増加と Web を情報源とした個人旅行化が進み、ニーズの多様化によるマーケットの変化に対応しきれていなかった。単に景色を楽しむ観光から、その地域に訪問しなければ体験できない地域ならではの生活・文化に根ざした「もの」や「こと」を経験したいというマーケットニーズに対応するため、各地域間での誘客競争が激しくなっている。そこで、本市についても観光資源の魅力を活かした体験型・地域観光商品を造成するとともに、全国販売可能な体制を一日も早く構築し、国内外観光客の持続的増加および宿泊者数の増加を図り、経済波及効果を最大化する必要がある。

(1) 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(2) 観光商品造成実務アドバイザー事業

和歌山市の観光素材を磨き上げ、地域観光商品を造成することおよび実務作業（仕入・契約・条件・販売に関する書類・タリフ）を体系化すること。

さらに、今後観光協会独自で実務が実行できるよう画像（イラスト）を多用した分かりやすいマニュアルを作成すること。

(3) 見積限度額

3,416千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 提案にあたっての基本的事項

(1) 事業計画

(2) 実施内容

(3) 実施体制

(3) 結果報告

(4) 見積書

(5) 自由提案

(6) 過去の実績

5 提案項目

申請者は、前記4の事項を踏まえ、次に掲げる項目について提案すること。なお、提案内容はできるだけ具体的に記載すること（様式自由）。

(1) 事業計画

観光施策の観点から、事業の実施方針を記載すること。

提案者独自の和歌山市ならでの地域観光商品（最低3商品）の提案およびその商品に対する実務作業フロー、仕入・契約・販売に関する書類・タリフの作成、（一社）和歌山市観光協会より提示のあった地域観光商品（最大5商品）の観光素材仕入・契約・販売に関する実務作業協力と書類・タリフの作成協力ならびに提案者推奨の関連Web販売サイトでの販売について記載すること。

※タリフ：企画・仕入・販売に必要な情報をわかりやすく簡潔にまとめたもの（部内・部外オペレーション用）

(2) 実施内容

(1)を実現するための具体的手法を記載すること。

(3) 実施体制

(1)を実現するための体制・スケジュールを具体的に記載すること。

(4) 結果報告

(1)にある観光素材仕入・契約・販売に関する書類・タリフをデータにて提出（汎用的に利用可能なもの）および販売Webサイトへの掲載確認書の提出について具体的に記載すること。

(5) 自由提案

独自の取組提案がある場合は具体的に記載すること。

(6) 過去の類似実績

過去に類似事業を行った実績のある場合は、その経歴や概要を記載すること。

6 プロポーザル参加資格

- (1) 和歌山市内に本社又は事業所等を有する（一社）和歌山市観光協会加盟の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。
- (5) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (6) 和歌山市及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。

7 募集開始から事業開始までのスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 募集開始 | 平成29年6月20日（火） |
| (2) 説明会 | 平成29年6月27日（火） |
| (3) 企画提案書等の提出 | 平成29年7月11日（火） |
| (4) 選考会（プレゼンテーション） | 平成29年7月19日（水） |
| (5) 選考結果の通知 | 平成29年7月下旬 |
| (6) 事業開始 | 平成29年8月 7日（月） |

8 説明会

- (1) 開催日時 平成29年6月27日(火) 13:30～
- (2) 開催場所 和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館3階 会議室2

9 提出書類等

- (1) 提出書類・部数
 - ① 応募申請書(1部)
 - ② 企画提案書(10部)
 - ③ 見積書(正本1部・写し9部)
- (2) 留意事項
 - ① 応募申請書は別添の様式を使用すること。
 - ② 企画提案書はA4判・15ページ以内とし、左綴じとすること。
 - ③ 見積書には積算の明細・根拠を具体的に記載すること。

10 書類の提出

- ① 提出期限 平成29年7月11日(火) 17時まで
- ② 提出先 (一社)和歌山市観光協会事務局
和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館3階
- ③ 提出方法 持参による。(郵送による提出は認めない。)

11 選考会(プレゼンテーション)

- (1) 開催日
平成29年7月19日(水) 15時～
- (2) 選考方法
提案者によるプレゼンテーション(約15分)及び審査委員から提案者への質疑(約10分)を行い、別添の審査基準に基づき選考を実施する。なお、プレゼンテーションは提出した資料のみを使用することとし、パワーポイント等の使用は不可とする。
- (3) 選考結果の通知
選考結果は、書面により各提案者に通知する。
- (4) その他
※選考会の場所や時間等、詳細については応募申請者に別途連絡する。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1社につき1件とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由においてもプロポーザルに参加することはできない。
- (3) 企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の差換え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類等の記載事項に虚偽のあることが判明した場合は、その時点で失格とする。

- (7) 本事業の取組状況や成果については、(一社)和歌山市観光協会のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (8) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として(一社)和歌山市観光協会に帰属する。
- (9) 事業者は他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行わなければならない。また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管を必要とする。
- (10) 事業者は業務開始後に(一社)和歌山市観光協会から事業の実施内容等について提案があった場合は、特別な理由がない限り提案に応じるものとする。
- (11) 収支決算において事業の実施により余剰金が生じた場合や、事業の減額が生じた場合は、本協会に返還するものとする。
- (12) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

1 3 応募先及び問合せ先

(一社)和歌山市観光協会事務局

〒640-8146 和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館3階

T E L 073-433-8118 F A X 073-433-8555

【審査基準】

審査項目	審査の内容	配点
事業計画	観光施策および DMO 機能（観光資源の磨き上げ、職員育成プログラム等）に寄与するものか	5 点
実施項目・内容	体験・観光商品造成について分かりやすい説明がなされているか	30 点
	実施内容は具体的か	
	単年度実施後でも継続効果は見込めるか（PDCA サイクルを回せるか）	
実施体制	業務の実施体制は適切であるか	15 点
	全体および詳細スケジュールが明確に提案されているか	
結果報告	結果報告の手段・方法は有効であるか	25 点
	体験・観光商品造成上、実務作業に必要なコンテンツ（仕入依頼書、各種契約書、商品タリフ、条件書等々）を適切に提供できそうか	
	WEB 販売の内容は、事業計画に踏まえた観光商品であること、かつ提案の有効性を裏付ける検証が可能か	
自由提案	実現性のある独自の取組提案があるか	5 点
過去の類似実績	類似業務の実施実績があるか	10 点
見積書	経費の見積もりが妥当であるか	10 点
	提案内容との整合性はとれているか	
合計		100 点